

# 第5期申請用

旧唐津市

様式4

※2店舗以上申請される場合は、本紙をコピーしてお使いください

## 【令和2年9月以降に開業した店舗用】店舗ごとの協力金計算書

法人名または 個人事業主名		店舗名	
------------------	--	-----	--

### 1. 時短要請前の1日あたり飲食業売上高（以下「算定基準売上高」）の計算方法

開店日から令和3年8月19日までの売上高（ア）  円 ※  チェック

※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています

開店日から令和3年8月19日までの日数合計（イ）  日 ※営業日ではありません

算定基準売上高は (ア) ÷ (イ) =  円 (1円未満の端数切り上げ)

### 2. 店舗ごとの協力金計算方法

#### ○売上高方式：中小企業と個人事業主の場合

令和3年7月21日以降開店の場合、1日あたりの協力金は2万5,000円になります。

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

- A. **算定基準売上高** が8万3,333円以下（飲食業売上高が確認できる書類は不要）  
→1日あたりの協力金は2万5,000円。協力金交付額は  です（2万5,000円×7日）
- B. **算定基準売上高** が8万3,333円超、25万円未満  
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）  
①1日あたりの協力金は算定基準売上高×0.3＝（ウ）  円  
※千円未満の端数切り上げ。2万5,000円以下の場合はAの該当者です。  
②店舗の協力金交付額は（ウ）×7日＝  円
- C. **算定基準売上高** が25万円超  
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）  
→ 1日あたりの協力金は7万5,000円  
→ 店舗の協力金交付額は  です（7万5,000円×7日）

#### ○売上高減少額方式：大企業の場合（中小企業・個人事業主も選択可能）

※該当する計算方法の□に✓を付けてください。

- D. **算定基準売上高** よりも令和3年8月の1日あたりの売上高が低い場合  
飲食業売上高が確認できる書類が必要です（該当年の確定申告、売上帳簿の写しなど）  
①令和3年8月売上高＝（エ）  ※  チェック
- ※消費税及び地方消費税、テイクアウトやデリバリー（出前・配達）、飲食事業以外の売上を除いています
- ②（エ）÷31日＝（オ）  円（1円未満の端数切り上げ）
- ③**算定基準売上高**－（オ）＝（カ）  円
- ④（カ）×0.4＝（キ）  円（千円未満の端数切り上げ）
- ⑤**算定基準売上高**×0.3＝（ク）  円（千円未満の端数切り上げ）
- ⑥（キ）・（ク）・20万円のいずれか低い額（ケ）  円
- ⑦店舗の協力金交付額は（ケ）×7日＝  円